

【情報館】 ●特にことわりのないものは4月1日(月)から申し込みを受け付けます。 ●費用等の記載がないものは無料です。



平成24年確定申告分の振替納付日

振替日前に預貯金残高を確認ください。

◆所得税の確定申告分

振替日 4月22日(月)

◆消費税および地方消費税(個人事業)の確定申告分

振替日 4月24日(水)

問 所沢税務署 ☎2993・9111 (音声案内にて「0」番を選択)

◆国民年金保険料の改定・前納割引

保険料 15,040円(月額)

◆前納割引

4月初旬に納付書を郵送します。前納用の納付書で期限内に納めると保険料が割引になります。

前納額 ▼1年前納:177,280円(3,200円割引) ▼半年前納:89,510円(730円割引)

前納期限 ▼1年・半年前納(4月9月分) : 4月30日(火) ▼半年前納(10月〜3月分) : 10月31日(木)

問 日本年金機構埼玉国民年金電話相談センター ☎2995・1165

◆ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当・特別児童扶養手当

対 次のいずれかに該当する18歳まで

市税等の夜間・休日納税窓口
夜間... 4月1日(月)・30日(火)、5月1日(水)午後5時15分〜8時
休日... 4月7日(日)午前8時30分〜午後5時15分、4月13日(土)午前8時30分〜午後0時30分
税の内訳 市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市県民税など)、国民健康保険税
電話による納税相談も受け付けています。

納税は便利な口座振替をご利用ください。
納付書に記載された納付場所で、納期限までに納めてください。
問 市役所 2階収税課 ☎2998-9073

の児童と、その児童を養育している父、母、または養育者
▼父母が離婚した児童▼父または母が死亡した児童▼父または母が一定の障がいのある児童▼その他の理由で父または母がいない児童
◎児童が18歳になった年の年度末までが対象です。

対象となる医療費 保険診療分の自己負担金(高額療養費や付加給付金を除く)

◆児童扶養手当

対 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父、母、または養育者
▼父母が離婚した児童▼父または母が死亡した児童▼父または母が一定の障がいのある児童▼その他の理由で父または母がいない児童
◎児童が18歳になった年の年度末までが対象です。また申請者または児童が公的年金を受けることができる場合は支給対象外です。

手当月額 ▼児童が1人の場合: 41,430円(全部支給) または 41,420円(9,780円(一部支給)) ▼児童が2人の場合: 5,000円を加算 ▼児童が3人以上の場合: 1人につき3,000円を加算

◆特別児童扶養手当

対 精神または身体に次のいずれかの障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、または養育者
①身体障害者手帳1級〜3級、4級の1部または、重度の内部的疾患
②療育手帳A、A、B

◆重度心身障害福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

◎精神疾患、血液疾患などで、①または②と同程度の障がい
◎児童が公的年金を受けることができる場合は対象外です。

手当月額 ▼特別児童扶養手当1級: 50,400円 ▼特別児童扶養手当2級: 33,570円

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

◎施設入所者、住民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給者は対象外
▼重度の肢体不自由および知的障害があり、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要な超重症心身障害児の方は、手当月額5千円を障害児福祉手当とあわせて受給可

◆障害児福祉手当

対 身体または精神に次のいずれかの障がいをお持ちで20歳未満の方
①身体障害者手帳1級の1部および2級の1部、②療育手帳Aの1部
③精神保健福祉手帳1級で常時介護が必要、④重度の内部障害および血液疾患などで日常生活が極度に制限される状態
◎施設入所者、障害が支給理由の年金受給者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

Table with 2 columns: 支給対象者, 手当月額. Categories A, B, C with corresponding conditions and amounts.

留意事項 ▼施設入所者、住民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給者は対象外
▼重度の肢体不自由および知的障害があり、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要な超重症心身障害児の方は、手当月額5千円を障害児福祉手当とあわせて受給可

◎精神疾患、血液疾患などで、①または②と同程度の障がい
◎児童が公的年金を受けることができる場合は対象外です。

手当月額 ▼特別児童扶養手当1級: 50,400円 ▼特別児童扶養手当2級: 33,570円
◎施設入所者、障害が支給理由の年金受給者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

対 次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳1級〜3級
▼療育手帳A、A、B
▼一定の障がいをお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳未満の方、または75歳以上で市長の認定を受けた方
一定の障がいとは ▼身体障害者手帳4級の1部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害)
▼精神障害者保健福祉手帳の1・2級
▼障害基礎年金1・2級に該当
問 障害福祉課 ☎2998・9116

対 次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳1級〜3級
▼療育手帳A、A、B
▼一定の障がいをお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳未満の方、または75歳以上で市長の認定を受けた方
一定の障がいとは ▼身体障害者手帳4級の1部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害)
▼精神障害者保健福祉手帳の1・2級
▼障害基礎年金1・2級に該当
問 障害福祉課 ☎2998・9116

問 市役所 1階障害福祉課 ☎2998・9116

問 市役所 1階障害福祉課 ☎2998・9116
問 市役所 2階収税課 ☎2998-9073

問 市役所 1階障害福祉課 ☎2998・9116

いきいき健康体操教室(前期)
脳と身体の若返り!! 体力アップと認知症予防
施設名: さやまがおか荘(若狭4-2478-4), やなせ荘(南永井625-6), うしぬま荘(牛沼54), とめの里(中新井547), 緑寿荘(緑町3-16-7), さくら荘(山口356), あづま荘(久米2263-1), ところ荘(宮本町1-2-35)
開催日時: 5月7日〜7月23日の毎週火曜日, 5月8日〜7月24日の毎週水曜日, 5月9日〜7月25日の毎週木曜日, 5月10日〜7月26日の毎週金曜日